警察から落とし物が見つかったと連絡があった場合

警察からの連絡には、警察署からのものと、交番・駐在所からのものがあります。まず、落とした物をどこへ受け取りに行けばよいのか、必ず確認してください。そのあと、受け取りの際に必要なものを持参して、警察署又は交番・駐在所へお越しください。

(受け取りの際必要なもの)

身分証明書(運転免許証、健康保険証等)

代理の方が拾得物を受け取りされる場合

原則として、警察で保管している拾得物を受け取りに来られる場合は、**御本人**が お越しください。**やむを得ず、代理の方が拾得物の受け取りに来られる場合**は、御 本人が、拾得物を保管している警察署へ連絡の上、<u>委任状</u>を作成し、代理の方が、 委任状と代理の方御自身の身分証明証(運転免許証、健康保険証等)を持って受付 時間内に警察署等へお越しください。

なお、同居の親族の方の委任状は不要です。住所が同じであることが分かる 同居の親族の方の身分証を持参してください。

〇 様式 「委任状」、「委任状 LETTER OF ATTORNEY (English)」

送付による拾得物の受け取りを希望される場合

警察署に落とし物を受け取りに行くことが困難な場合は、郵送等により送付することが可能です。まずは受付時間内に落とし物を保管している警察署に連絡して下さい。

落とし物を送付するのに必要な費用については、送付依頼者の負担となります。

〇 様式 「物件送付依頼書」 「物件送付依頼書(記載例)」

「物件送付依頼書 Lost/Found Property Shipping Request (English)」

電話でのお問い合わせの際に 音声ガイダンスに繋がった場合

案内に沿って数字を選択し、担当者とお話ください。

- ① お問い合わせの概要…【2 (落とし物の問い合わせ)】を選択する。
- ② お問い合わせの内容…【2 (その他の問い合わせ)】を選択する。
- ③ 担当者とお話ください。
 - ※ 17:00~17:15の間は繋がりにくい場合があります。ご了承ください。

【受付時間】

愛媛県の休日(土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。)を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間

【愛媛県内の警察署一覧】